

二重殻タンクの外殻部の自主試験要領

1 適用趣旨

二重殻タンクの水圧試験（危政令第13条第1項第6号に定める試験）を完了したもので、外殻の取付けを行ったものは、その間隙部の気密性又は漏えい検知液の充てん確認のため の自主試験を行う。

2 気密試験実施方法

- (1) 気密試験は、原則として不燃性の液体又は不活性の気体を用いて行う。  
ただし、気体にあつては、空気を使用しても支障ない。
- (2) 耐圧は、70キロパスカル以上とし、10分間以上静置する。
- (3) 溶接部又は被覆部の異常の有無は、石鹼水、ピンホールテスター等を用いて確認する。

3 漏えい検知液の充てん

(1) 鋼製二重殻タンク（SS）の場合

ア 外殻と内殻の間隙は、3ミリメートルであり、内部にはスペーサーがあることから、漏えい検知液の充てんにあたっては間隙部の空気抜きを行いながら、完全に充てんする。

イ タンク鏡板近傍の空気抜き口を開ける。

ウ 漏えい検知液封入口から漏えい検知液を流入する。

エ 間隙部に漏えい検知液が完全に充てんされ、内部に空気溜まりがないことを確認する。

※ 空気溜まりの有無については、超音波探傷器等により確認する。

(2) 鋼製強化プラスチック製二重殻タンク（SF）の場合

第9、17（4）ケの例による。

(3) 強化プラスチック製二重殻タンク（FF）の場合

第9、18（3）キの例による。

(4) 漏えい検知液の充てん量は、おおむね次のとおりである。

10KLタンクの場合..... 充てん漏えい検知液の量 90L

20KLタンクの場合..... 充てん漏えい検知液の量 130L

25KLタンクの場合..... 充てん漏えい検知液の量 160L

30KLタンクの場合..... 充てん漏えい検知液の量 200L